

# 高知海岸の「海岸協力団体」を募集します！

## 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

国・海岸管理者

申請

指定

法人または団体(NPO等)

自発的活動

## 海岸協力団体の活動イメージ



海岸植生の保護



希少種保護  
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持  
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

### 【海岸法 第23条の4(海岸協力団体の業務)】

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一. 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二. 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三. 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四. 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 募集範囲

- ① 南国工区 (L=約3.5km)  
・高知県南国市十市地先から高知県高知市仁井田先まで
- ② 長浜工区 (L=約3.7km)  
・高知県高知市浦戸地先から高知県高知市長浜地先まで
- ③ 戸原工区 (L=約2.8km)  
・高知県高知市長浜地先から高知県高知市春野町東諸木地先まで
- ④ 仁ノ工区 (L=約1.6km)  
・高知県高知市春野町仁ノ字小松崎地先から高知市春野町仁ノ字中州地先まで
- ⑤ 新居工区 (L=約1.7km)  
・高知県土佐市新居地先(仁淀川河口)から高知県土佐市新居字池ノ浦地先まで



## “海岸協力団体”に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

## 問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 工務課  
〒780-8023 高知県高知市六泉寺町96番地7  
◇ 申請は持参又は郵送によります。

電話番号:088-833-0111 (代表)